

新潟電力 ファミリー端末サポート（モバイル&ゲーム）利用規約

制定：2026年2月1日 最終改定：—

■ サービス概要

サービス名	ファミリー端末サポート（モバイル&ゲーム）
対象機器	スマートフォン・タブレット端末・家庭用ゲーム機
対象事故	故障・破損・水没・全損
サポート期間	供給開始日から2年間・期間内1回限り
サポート上限	1回あたり最大3,000円

新潟電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の電気需給契約に付帯するアフターサポートとして、「ファミリー端末サポート（モバイル&ゲーム）」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの申請を行った方（以下「申請者」といいます。）は、本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条 サポートを受けられる人（対象者）

- 本サービスは、以下の条件をすべて満たす方を対象とします。
 - 当社が電気を供給する住所（以下「供給先住所」といいます。）にお住まいであること。
 - 本サービス（ファミリー端末サポート（モバイル&ゲーム））に申込みを行い、当社が指定する所定のページから新規申込みを完了していること。
- 対象者には、電気契約者本人のほか、同一供給先住所に居住する配偶者・子・親・祖父母等の家族を含みます。
- 本サービスの申請にあたっては、電気契約者の住所が供給先住所と一致していることが必要です。住所の確認ができない場合は、当社が別途指定する確認書類をご提出いただきます。
- サポート対象機器は、申請者または同一供給先住所に居住する家族（以下「同居家族」といいます。）が新品（新中古を含まない未使用品に限り）で購入した次の機器に限り、
 - スマートフォンおよびタブレット端末：メーカー正規店またはキャリア（通信事業者）が運営する店舗もしくは公式ウェブサイトにおいて購入したものに限り。
 - 家庭用ゲーム機：購入店舗の制限はありません。

第2条 特典の譲渡禁止

本サービスによるサポート額その他の特典は、いかなる理由においても第三者へ譲渡、転売、または貸与することができません。

第3条 サポート期間

- 本サービスのサポート対象期間は、供給開始日から2年間とします。ただし、本サービスの申請ができるのは購入日から1年以内の機器に限り。
- 本サービスのご利用は、サポート対象期間内に1回限りとします。
- サポート期間満了後も継続してご利用いただく場合は、当社からのお知らせ等に基づきエントリー手続きを行うことで更新することができます。なお、更新後のサービス内容は変更となる場合があります。

第4条 サポートの限度

- 回数上限：サポート対象期間（2年間）内に1回限り。上限額は最大3,000円とします。
- 月次値引き：申請承認月の翌月以降、毎月最大1,000円を上限として最大3か月にわたり電

気料金から差し引きます。

- ③ **端数処理**：当月の電気料金が他割引も含め 1,000 円未満の場合は、当月の電気料金を上限として値引きを行います。差し引きされなかった残額の翌月への繰越しおよび現金返金はいたしません。
- ④ **解約時**：値引き期間中に電気需給契約を解約した場合、残りの値引き権利は消滅し、いかなる形でも返還しません。

第5条 このサポートが対象とならない場合

1 次に掲げる事由・種別による損害または費用は、本サービスのサポート対象となりません。

- ① 申請者またはサポート額を請求する方の故意による損害
- ② 台風・豪雨等による洪水などの水災、または地震に起因する損害
- ③ 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国もしくは公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、または違法行為に起因する損害
- ④ 通常の使用による損耗・損傷、核燃料物質による汚染、または商品の瑕疵（いわゆる不良品）に起因する損害
- ⑤ 置き忘れまたは紛失に起因する損害
- ⑥ 運送中の破曲損
- ⑦ 詐欺または横領による損害
- ⑧ バッテリー交換
- ⑨ 対象機器の修理・加工・清掃等の作業中における過失による損害
- ⑩ 対象機器の電氣的・機械的事故（対象事故に直接起因するものを除く）
- ⑪ 機能の喪失または低下を伴わない外観上の損傷（すり傷・かき傷・塗料のはがれ・ゆがみ・たわみ・へこみ・汚損等）
- ⑫ 機器本体以外の費用（配送費・設置費等）

2 次に掲げる機器はサポート対象となりません。サポート対象は、以下の条件をすべて満たす機器に限ります。

- ① 新品（新中古を含まない未使用品）で購入されたものであること
- ② 申請者または同居家族が購入者であること
- ③ 品番・シリアルナンバー等の固有識別情報が購入証明書類と照合・確認できること
- ④ スマートフォン・タブレット端末はメーカー正規店またはキャリアの店舗・公式ウェブサイトで購入されたものであること（家庭用ゲーム機は購入店舗の制限なし）
- ⑤ 機器の種別がスマートフォン、タブレット端末、または家庭用ゲーム機のいずれかであること

3 次に掲げる場合も、本サービスのサポート対象となりません。

- ① 購入を証明する書類（領収書・請求書等）に印鑑または日付の記載がない場合
- ② 修理先が当該機器の製造メーカーでない場合
- ③ 購入証明書類の宛先住所または修理物の送付先住所が供給先住所と一致しない場合
- ④ 申請書類に不備があり、当社が補正を求めた日から 2 週間を経過しても修正されない場合
- ⑤ 審査中に当社が連絡を行ったにもかかわらず、連絡日から 2 週間を経過しても返答がない場合
- ⑥ 申請者が虚偽または不正なサポート申請を意図的に行った場合
- ⑦ 本サービスを不正に悪用していると認められる場合、または申請の態様が悪質であると当社が合理的に判断した場合

前項⑦に基づく判断は、申請内容・頻度・状況等を総合的に考慮したうえで当社が行います。該当

する場合、当社は申請者に対してその旨を通知します。

第6条 損害発生の際のサポート申請

- 1 対象事故（故障・破損・水没・全損）が発生した場合、申請者は速やかに当社所定の方法でサポート申請を行うものとします。
- 2 サポート申請の際には、以下の書類を提出するものとします。
 - ① 修理費用の明細書および領収書
 - ② 購入を証明する書類（領収書・請求書等。購入日・購入店舗名・購入者名義・品番・シリアルナンバー等の固有識別情報が確認できるもの）
 - ③ 対象機器のシリアルナンバーが確認できる箇所および損害状況がわかる写真
 - ④ スマートフォンまたはタブレット端末の場合、メーカー正規店またはキャリアでの購入が確認できる書類（購入時の契約書、販売証明書等）
 - ⑤ インターネット通信販売で購入した場合は、購入履歴および配送先が確認できる画面のスクリーンショット等
 - ⑥ その他当社が必要と認める書類
- 3 サポート申請は、対象事故の発生日（発覚日）から2週間以内に行うものとします。

第7条 調査について

- 1 当社は、サポート申請の内容を審査するにあたり、必要に応じて申請内容の正確性および事実関係の確認を行います。
- 2 当社は、調査の結果、申請内容に虚偽・不正または本規約への違反が認められた場合、サポートの適用を取り消すことができます。また、既に適用済みのサポート額についても返還を求めることができます。

第8条 資料の提出および調査への協力

- 1 申請者は、当社が審査のために必要と認める書類の提出および調査への協力を誠実に行うものとします。
- 2 申請者が正当な理由なく書類の提出または調査への協力を拒んだ場合、当社はサポートの適用を保留または取り消すことができます。

第9条 代位

当社がサポート額を適用した場合、当社は適用額の範囲内において、申請者が当該損害について第三者に対して有する損害の回復に関する請求権その他の権利を代位取得することができます。この場合、申請者は当社の権利行使に必要な書類の提供および協力を行うものとします。

第10条 損害防止義務

- 1 申請者は、対象事故が発生した場合またはそのおそれがある場合、損害の発生および拡大を防止するために合理的な措置を講じるものとします。
- 2 損害防止のために申請者が負担した費用は、原則として申請者の負担とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

本サービスは電気料金からの値引きによる独自のアフターサポートであり、金融商品や保険商品には該当しません。

附則 本規約は2026年2月1日より施行します。

新潟電力株式会社